

京都市消防局訓令乙第6号

各 部
防 災 危 機 管 理 室
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防吏員服制規程の一部を次のように改正する。

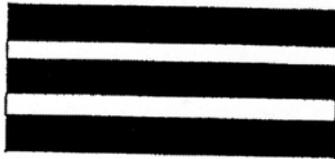
平成21年12月28日

京都市消防局長 三 浦 孝 一

別表第2付属品の款かばんの項を削り、同款腕章の項査察腕章の目中「第14図2(1)」を「第14図(1)」に、同項防火腕章の目中「第14図2(2)」を「第14図(2)」に改め、同表第14図を次のように改める。

第14図 付属品 腕章

(1) 査察腕章



(2) 防火腕章



附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成22年1月10日から施行する。

(関係訓令の一部改正)

2 京都市消防吏員服装規程の一部を次のように改正する。

別表第2備考以外の部分中

「

手袋	常用手袋	○		●					
	作業手袋			●	●	●	●	●	●
かばん(女性のみ)		○	○	●	●				

を

「

手袋	常用手袋	○		●					
	作業手袋			●	●	●	●	●	●

に改める。

3 京都市消防職員被服等貸与規程の一部を次のように改正する。

別表消防吏員(女性に限る。)の項を削る。

(消防局総務部人事課)